

介護保険係からのお知らせ

高額介護サービス費の利用者負担上限額が変わります(平成29年8月から)

介護保険のサービスを利用すると、かかった費用の1割または2割を負担しますが、この負担額が高額になってしまう場合があります。高額介護サービス費とは、この高額な負担が家計を圧迫して必要なサービスが受けられなくなるのを防ぐために、利用者負担の上限を超えた部分が支給される制度です。

平成29年8月から、制度改正によりこの利用者負担の上限の一部が次のとおり変更となります。

■平成29年8月からの利用者負担の世帯上限額(月額)

	平成29年7月までの世帯上限額	平成29年8月からの世帯上限額
①現役並み所得者(※)のいる世帯	44,400円	44,400円
② ①以外の住民税課税世帯	37,200円	44,400円

※現役並み所得者…課税所得が145万円以上である65歳以上の方

ただし、②の世帯でも一定の基準を満たす場合には、平成29年8月から3年間に限り、年間の利用者負担額の上限を446,400円とする緩和措置が行われます。

住民税非課税世帯や生活保護受給の方の上限額には変更はありません。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課介護保険係
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

中央公民館改修工事のお知らせ

～工事期間中は、中央公民館が使用できません～

鏡野町中央公民館の改修工事を行います。工事期間中は閉館とし、中央公民館は使用できなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事予定期間：平成29年8月1日から平成30年1月31日まで

工事の内容：外装・内装の改修、会議室等の改修、照明器具等の改修、エレベーター設置ほか
その他：保健センターも改修工事を行うため、工事期間中は使用できません。

工事終了後の利用再開については、あらためてお知らせします。

包括支援センターは、今までどおり業務を行います。

工事期間中、中央公民館事務所はペスタロッツ館に移転します。

【移転先住所】 鏡野町竹田663-7

TEL.(0868)54-0573

FAX.(0868)54-0656

(電話、ファックスは今までと同じです。)

お問い合わせ先 鏡野町中央公民館 電話(0868)54-0573